

横手市障害者支援施設等物価高騰対策事業実施要領（訪問・相談系）

（趣旨）

第1条 この要領は物価高騰に伴う障害者支援施設等に対する緊急的な支援を目的として、光熱水費等を補助するための横手市障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、横手市補助金等交付要綱（平成17年10月1日告示第10号令和7年9月19日一部改正）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 申請日時点で障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している次の施設とする。

施設区分	サービス種別
訪問・相談系	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	就労定着支援
	自立生活援助
	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援
	障害児相談支援
備 考	
1 市町村立の施設等については指定管理のみ補助対象とする。	

（補助金の額）

第3条 次の基準額とする。

施設区分	基 準 額
訪問・相談系	1 事業所当たり 103,000 円
備 考	
1 新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額を12で除して運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じた額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については上記の施設等の休止には含まないこととする。	
2 同一住所地の事業所で複数の訪問・相談系サービスを行っている場合は1事業所とカウントする。	
3 共生型事業所は、介護保険施設等物価高騰対策事業への申請とする。	
4 障害者支援サービスと介護保険サービスを同一住所地で行っている場合、介護保険施設等物価高騰対策事業への申請とする。	

(交付の申請等)

第4条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設は、令和8年2月13日までに、令和7年度 横手市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 施設別申請額一覧（別紙1）
- (2) 施設別個票（別紙2）

3 第1項の申請書は、実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第5条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和8年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第3条の備考1に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条第1項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、補助金等交付決定通知書又は補助金不承認通知書により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 本補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等について補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要領又はこれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月1日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。